

報告 2

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠，出産，育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠，出産，育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 2 年 6 月 2 6 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第19号

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠，出産，育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月5日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠，出産，育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示

三次市立学校職員セクシュアル・ハラスメント及び妊娠，出産，育児休業，介護休暇等に関するハラスメントの防止等に関する要綱（平成29年三次市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び妊娠」を「，妊娠」に改め，「，介護休暇等に関するハラスメント」の次に「及びパワー・ハラスメント」を加える。

第1条中「及び妊娠」を「，妊娠」に改め，「，介護休暇等に関するハラスメント」の次に「及びパワー・ハラスメント」を加え，「総称して単に」を削り，「という」を「と総称する」に改める。

第2条第2号中「他の職員を不快にさせる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく発言や行動及び性別により役割を分担すべきとする意識等に基づく発言や行動をいう。）又はその言動に対する職員の対応により

当該職員がその勤務条件につき不利益を受け若しくはその言動により当該職員の勤務環境が害されることをいい、職員の性的指向又は性自認にかかわらず、当該職員に対するこれらのことも含むものとする。また、職員による児童生徒に対する性的な言動に起因して、当該児童生徒が一定の不利益な取扱いを受けたり、当該児童生徒の学習環境が害されることをいう」を「性的言動であって性的な関心や欲求及び性別により差別しようとする意識等に基づくもの（同性に対するものを含む。）をいい、職員の性的指向又は性自認によらないものとする」に改め、同条第4号中「三次市立学校給食調理場」を「三次市学校給食調理場」に改め、「臨時的任用職員」の次に「及び短時間勤務会計年度任用職員」を加え、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものとする。

第4条第1項中「ため、ハラスメントの防止及び排除に努め」を「とともに、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出が職員からなされた場合には、相談又は苦情に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処し」に改め、同条第2項中「に起因する問題が生じた場合は、職員の指導など」を「により職員及び職員以外の者の勤務環境が害された場合（児童生徒の学習環境が害された場合を含む。）又はハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けた場合（児童生徒が一定の不利益な取扱いを受けた場合を含む。）は、」に改める。

第5条第3号中「対応する」を「対応する。職員以外の者からの相談又は苦情についても同様とする」に改める。

第6条第1項中「報告する」を「報告する。なお、ハラスメントに係る言動の行為者とされる者が他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主である場合には、必要に応じて、他の事業主に事実関係の確認への協力を求める」に改める。

この告示は、令和2年6月5日から施行する。